

日本獣医師会産業動物臨床部会  
産業動物・家畜共済委員会報告

## 産業動物診療獣医師の養成・確保と 家畜共済事業運営のあり方

平成 21 年 7 月

社団法人 日本獣医師会

# 目 次

1 はじめに	1
2 産業動物診療獣医師の養成・確保	2
(1) 産業動物診療獣医師の養成	2
(2) 産業動物獣医師の確保	5
3 家畜共済事業運営のあり方	8
(1) 農業共済団体等獣医師の確保	8
(2) 地域における産業動物獣医療の確保	8
(3) 家畜共済診療点数表の改訂	8
4 さ い ご に	9

# 産業動物診療獣医師の養成・確保と 家畜共済事業運営のあり方

## 1 はじめに

我が国の畜産・家畜衛生を取り巻く情勢をみると、BSE、鳥インフルエンザ等の発生を契機に、国においては食の安全・安心を確保するため、様々な施策に取り組んできたが、食品の偽装、さらには中国産の食品における有害物質の混入問題等により、国民の食の安全確保に対する要請は頂点に達した感がある。畜産分野においては、これら食の安全確保に加え、人と動物の共通感染症や家畜疾病対策がさらに求められている。

一方、食料自給率の低下が懸念される中、バイオエタノール燃料生産需要の増加等から、配合飼料の主原料であるトウモロコシの価格は、平成18年秋以降、急騰し、飼料原料を輸入に依存する我が国の畜産、酪農経営を直撃し、生産農家は危機的状況に追い込まれている。

平成17年、日本獣医師会産業動物臨床部会の常設委員会として設置された産業動物臨床・家畜共済委員会は、「産業動物診療獣医師の確保対策」をテーマとして検討を実施し、平成19年に①産業動物診療獣医師の需給動向を把握したうえで、②産業動物診療獣医師の養成、③産業動物診療獣医師の就業の推進、④家畜共済事業の運営、⑤産業動物診療獣医師の処遇等の課題を協議し、関連施策推進の提言として取りまとめた。

しかしながら、産業動物診療の提供に対する社会の要請は高まる中で、産業動物診療獣医師の新規参入不足による獣医師の高齢化、加えて団塊世代の獣医師の退職等が見込まれ、産業動物診療獣医師の需給は一層逼迫することが予想され、平成19年5月、農林水産省が発表した「獣医師の需給に関する検討会報告書」においても、産業動物診療獣医師の不足、さらに、家畜衛生・公衆衛生に係る公務員獣医師の確保が困難になるとされている。

これまで産業動物診療獣医師は、畜産物の安全・安心を確保するという使命の下で、適切な産業動物医療の提供に努めているところであるが、今後も、我が国の畜産を守り、国民生活を守るためには、産業動物診療獣医師の養成・確保とともに、産業動物医療の提供体制の整備を図っていくことが重要であると考えられる。

以上の事情を踏まえ、本委員会においては平成19年から、「産業動物診療獣医師の養成・確保と家畜共済事業運営のあり方」を課題として協議したので、以

下にその結果を取りまとめ、報告する。

## 2 産業動物診療獣医師の養成・確保

### (1) 産業動物診療獣医師の養成

畜産の動向を見極め、食の安全確保と安定供給に対する国民ニーズに応えるために、高度専門職としての獣医師の技量と知識を備えた産業動物診療獣医師を確保するには、産・学・官の緊密な連携体制の構築が必要であり、獣医学系大学と産業動物臨床現場の現状を踏まえ、今後、安全・安心な畜産物の生産のための生産獣医療、畜産経営などの要請に対応する獣医師を養成する必要がある。

#### ア 修学資金制度の充実

(ア) 産業動物獣医師修学資金給付事業においては、獣医学を専攻し、将来産業動物診療獣医師・家畜衛生獣医師を志す（地方公共団体、農業協同組合、農業共済団体等に勤務し、産業動物の疾病予防、治療または家畜衛生の指導（診療）業務に従事しようとする）学生に対し、定額の給付金を修学資金として給付することとされている。

(イ) 一方、修学資金を給付された学生は、支給期間の1.5倍の期間を産業動物診療・家畜衛生に係る職場で勤務しなければ支給を受けた資金を返還しないとならないとされており、公衆衛生関係の勤務はこれに算入されない。例えば、給付を受けた学生が家畜保健衛生所に勤務した後、食肉衛生検査所へ異動した際、家畜保健衛生所での勤務年数が基準に満たなければ、修学金の返還を求められることとなることから、今後、公衆衛生職域への就業する者も給付の対象となるよう拡充していく必要がある。

なお、この給付事業は産業動物診療分野への獣医師の誘導を通じての畜産振興が第一義的目的とされているが、畜産振興対策の一環として鳥獣保護対策を位置付け野生動物関係の公務員職域への就業者についても同じ公務員獣医師として給付の対象となるよう求めていく必要がある。

#### イ 大学における産業動物診療への動機付け

(ア) 大学教育においては、学生の就職動向に加え、財源確保を含めた大学運営が考慮されることとなるが、現状の獣医学系大学における教育体系で

は、多くの大学において学生を産業動物診療分野へ誘導することが困難であり、産業動物診療を志向する学生のニーズに応えられず、逆に他分野への進路転換を助長するような実情にある。

産業動物臨床分野への学生の誘導を図るには、学生が常に産業動物と接することのできる教育環境を提供するとともに、産業動物臨床に係る研究活動を行う教員の地域との連携体制を整備し、畜産の生産現場を身近に感じさせることが重要である。そのためには地域の畜産生産現場との連携が重要であるが、現状の獣医学系大学の立地状況を見ると畜産に密着した現場教育の実施は極めて困難な事情にある。

(イ) 一方、産業動物獣医師が国民の食の安全・安心等を確保するとする使命を有し、社会貢献を果たしていることを学生が理解することが重要であり、そのためには学部教育の初期から、①現場の産業動物診療獣医師等を外部講師として迎え、産業動物臨床の意義についての講義を提供する必要がある。さらに②産業動物臨床教員の専門分野と研究活動及び③現在の産業動物臨床現場における研究課題と研究実績を学生に紹介するとともに学部臨床教育として畜産現場における学生実習・体験の機会を増やす等して、学生を産業動物臨床へ誘導する必要がある。

#### ウ 大学教育の充実

(ア) 現在、獣医学系大学においては小動物臨床と基礎獣医学に偏重した教員の配置が顕著であり、さらに定年退職する担当教員の増加により、産業動物臨床教員の減少が見込まれている。

また、学生の小動物臨床志向もあいまって、産業動物臨床分野の教育内容が手薄になる傾向にある。専門教科も従来の獣医内科学、外科学、臨床繁殖学等の固定した枠組みに止まり、産業としての畜産に対応するため、畜産学、栄養学、食品衛生学関係の分野と関連付けた教育体系が構築されていない。加えて、前述した地域の畜産・研究施設等との連携による現場教育・実習の機会が少ないことも、産業動物臨床教育の課題である。

(イ) このように今後、産業動物臨床教育の充実のためには、産業動物臨床教育担当教員の充実と社会の要請に対応できる学問体系の構築が急務である。しかし、大学の状況は全国一律ではないため、地域産業等の周辺環境を踏まえた、個々の大学に応じた改善に加え、単位の互換等を取り入れた大学間の連携を推進する必要がある。

獣医学が実学であり実践的臨床教育の重要性が増していることを考慮し、各大学では実践的な産業動物臨床教育のできる教員を養成し、畜産現場における教育実習を臨床教育の中心に据え、例えば米国のように獣医学系大学6年制のうち、4～6年生の3年間は専門分野の臨床を学ぶシステムに改善するするとともに、産業動物臨床を広義でとらえ、従来の外科学、内科学等にとらわれず、畜産学、栄養学、農業経済学、食品衛生学等を範囲に含め、畜産物の安全・安心の確保に携わる獣医師の社会的役割の重要性を認識し、多面的な視点を備えた新しい問題に即応できるような幅広い産業動物臨床教育の学問体系に再構築する必要がある。

さらに、畜産現場と連携した実践教育を確保する観点からは、地域で産業動物診療を実践する獣医師を質・量ともに高い技術者として育成する必要がある、活動拠点となる施設とその機能を充実させることが重要である一方、学生も、現在の獣医学系大学で産業動物臨床技術の修得を望むなら、個々に一層の努力、研鑽を求める必要がある。

## エ 卒後の生涯教育の充実と認定専門医制

(ア) 小動物臨床が動物の生命重視が第一の目的であるのに対し、産業動物臨床は経済に立脚した生産性と安全性を求めることになる。産業動物の生産性と生産物の安全性をとともに向上させるためには、実践的な技術に裏づけられた数多くの臨床経験とそこから得た知識が必要となる。

(イ) しかしながら、産業動物臨床分野の卒後教育は十分でなく、産業動物診療提供の各分野別の専門医制を含む生涯研修体制は未整備であり、さらに地域での大学と産業動物臨床関係団体、国及び自治体の研究所、牧場等の施設の連携も十分でない現状であり、緊密な連携が必要と考えられる。

また、産業動物診療獣医師は、一般的な獣医学術の基礎の上に専門的な技術を修得する必要がある、学習意欲を高めるため産業動物臨床認定専門医制の構築も考慮する必要がある。現場で産業動物臨床に従事する獣医師の自己研鑽を啓発し、質の向上を支援するため、産業動物臨床における必要科目（診断、治療、予防、家畜群管理、生産物安全管理等）を、臨床現場において1年程度研修する制度の確立や、卒後教育制度（通信教育）の充実を図るとともに、産業動物診療関係の専門医の認定制（例：家畜群管理専門医（乳牛、肉牛、養豚、養鶏等の畜種別）、栄養管理専門医、繁殖管理専門医、疾病発生管理専門医等）を確立する必要がある。

## (2) 産業動物獣医師の確保

### ア 処遇の改善

(ア) 地方自治体における公務員獣医師の欠員が深刻な状況にあり、公務員獣医師の処遇が要因の1つと考えられる。公務員の給与は、自治体ごとに知事の裁量で決定されるが、地方公務員獣医師には獣医師専門職固有の給与表が無く、「行政職(一)」、「医療職(二)」等、自治体によって様々な給与表が適用されているが、医師資格を有し人の臨床に従事する公務員医師は、「医療職(一)」の俸給表が適応され、さらに手厚い初任給調整手当が支給されている。

(イ) また、国が予算の積算に用いる獣医師の雇上げ手当(1日単価)は、公務員獣医師の新規採用初年度の総収入から算出した一日当たりの金額と比べても低額である。自治体における獣医師の手当については、国では、自治体の裁量の範囲で、国で用いる雇上げ手当に独自の手当を上乗せすることも可能であるとの見解を示しているが、多くの自治体では国と同額の12,850円としている。

獣医師雇上げ手当について、その絶対金額が適正水準であるか否かの検討は行われず、人事院勧告の増減比率を参考にして一律の改定が機械的になされているに過ぎない。

獣医師雇上げ手当の見直しのためには、人事院勧告に準拠した見直しではなく、現行の手当てが適正なものであるか、小動物診療料金、医師の診療料金等と比較し、検討を行う必要がある。雇上げ手当が他業種との賃金水準の比較において適正な額になれば、産業動物獣医師全体の処遇改善につながることを期待される。

因みに、厚生労働省では医師の雇上げ手当の単価を示していないが、各種委員会等に出席する医師の謝金を1万5、6千円として積算している。

また、畜産関係団体の助成事業における、畜産技術者の雇上げ手当は2万2千円としている。獣医師雇上げ手当を増額することが困難とするのであれば、手当として1日の単価を示すのではなく、技術単価と件数を示してその積を基準とするような手当の算出方法の改定も検討する必要がある。

(ウ) 獣医師の処遇改善のためには、獣医師の役割の重要性について、国民、消費者に理解させる必要がある。そのためには、各種メディアを活用したり、情操教育に積極的に協力するなど、獣医師の社会貢献等について広報

する機会を持つことである。例えば、食の安全・安心について、消費者教育を行うことにより、国民の理解を得ることが重要であるが、その中で獣医師の職務についても普及啓発するべきである。

飼料、資材の値上がりが著しく生産者の経営を圧迫し、自治体も財政的に厳しいという状況の中で、獣医師のみの手当を上げることは難しいが、地方公務員のみでなく、国家公務員獣医師の処遇についても、改善要請を実施していく必要がある。

昨今の公務員獣医師の不足を背景に、日本獣医師会、地方獣医師会からの要請を受け、いくつかの自治体においては、獣医師職員の処遇改善に関する措置がなされている。今後とも、獣医師会を中心として、社会動向を見極めながら、粘り強い活動継続する必要がある。

#### イ 女性獣医師の就業支援

獣医学系大学の学生の半数を女性が占める状況にあることを考慮し、農業共済団体等においても女性獣医師を積極的に採用するとともに、診療所の施設整備、出産・育児に伴う休暇等に対応できる勤務体制の整備等、女性の就業を支援する体制を積極的に考慮すべきである。

#### ウ 大学、行政、家畜共済と開業獣医師のネットワークの整備

##### (ア) ネットワーク構築のための環境整備

産業動物獣医師の確保のためには、職域環境の整備が必要であり、特に職域におけるネットワークの構築により、他の職域との連携を深め、産業動物診療における知識・技術に関する情報交換を促すことが重要である。

現在、農業共済団体と大学との間では学生の現場実習への受け入れや、技術研修・指導等、両者のメリットの共有が図られており、また、診療活動、家畜防疫における巡回診療等の農業共済団体診療所と家畜保健衛生所の連携、と畜情報のフィードバック等の情報交換が図られつつあるが、現状では十分とは言えない。特に、地域での連携に関しては、獣医療提供体制整備計画策定の一環として行政が要となる役割を果たすことが望ましく、ネットワーク構築のための活動に係る財源の支援措置を検討すべきである。

##### (イ) ネットワークのための拠点整備

###### a 全国的なセンターの整備

産業動物獣医師との連携を深め、地域畜産振興と生産物の安全管理に



役立つ拠点を設けることは、直接的な獣医師支援対策となる。動物性食糧生産に係る環境は、一気に生産物の流通と食品の安全性確保まで拡大し、益々その専門性が求められる時代となったいま、産業動物獣医師としての使命を果たすためには、様々な情報収集とその分析に基づいた対応が不可欠である。そのため、大学、行政、関係機関との連携のもとで、実践的な産業動物臨床関連センターを各地域に設置し、複数の専門家チームによる第一線の獣医師の実践活動を支援する体制の構築が必要である。地域の拠点としてのセンターの設置に積極的に取り組むことこそ、時代の要望に応えることとなる。

センターの機能としては、生産獣医療（予防獣医学、畜産経営学、疫学・情報科学など）、臨床科学（診断治療学、臨床繁殖学など）並びに食品安全学などを網羅し、各関係機関と緊密な連携と協力体制をもたなければ意味がない。地域との連携を深め、実際に効果を上げることで獣医師支援と教育がなされる必要がある。すなわち、地域活動が可能な単位で、センターが設置されることが望ましい。また、センター活動を生き生きと維持するためには、専門的な教員のほかに、現場での活動に秀でた方々が相互に協力し得るように、関連機関の理解と協力などの環境整備が重要である。

施設及び設備に関しては、教育、生産、流通及び食品の安全という多面的な機能を有するセンターの性格上、それぞれの管轄する部局の理解と連携を求め、予算の獲得など実践することが重要である。

財政事情の厳しい現状において、新たな施設の建設等新規センターの設置は困難と思われるが、既存の家畜関連施設（動物衛生研究所、家畜改良センター等）または大学等を活用して関係者の協力・連携の上で、まず活動を開始することを考えるべきである。

#### b 地域の事情にあったセンター整備の具体例

東北地区では、各県 NOSAI が協力連携した「臨床研修センター構想」について検討を進めてきた。平成 18 年度から岩手大学が農学部附属「動物医学食品安全教育研究センター（FAMS）」を設置して関連機関と大学が連携した具体的活動を開始したことを受け、東北 6 県の NOSAI 団体は、平成 20 年 12 月より岩手大学の FAMS 内に籍を置き、「NOSAI 東北家畜臨床研修センター」を立ち上げることとなった。このセンターは、産業動物獣医師なかでも臨床に従事する専門獣医師の育成に役立つばかりでなく、産業動物獣医師を目指す学生への情報提供、意欲の活性化などに役立つ

ものと考えられる。

また各地域においても、大学教員との研究、教育両面での交流を行うことにより、大学の活動自体の活性化につながり、ひいては、地域に根ざした技術革新へと展開すると思われる。

### 3 家畜共済事業運営のあり方

#### (1) 農業共済団体等獣医師の確保

家畜共済制度は、我が国の酪農・畜産に大きく貢献してきており、今後、農業共済団体が若手の獣医師を確保できなければ、産業動物診療の安定的提供が確保し得ず、畜産経営の安定に支障を生じることとなる。産業動物診療獣医師の確保のため、前記2で述べた産業動物診療獣医師の養成・確保に関する方策を適正に講じる必要がある。

一方、豊かな経験を身につけた家畜診療所獣医師が定年を迎え、農業共済団体の相対的なマンパワーが急速に失われることを防ぐには、継続雇用制等、これらの獣医師を職場にとどめ、一層の活用を図るための方策も検討する必要がある。

地域畜産の現場では、獣医師を除く技術者の減少(人工授精師、削蹄師、営農指導員など)も相次ぎ、そのしわ寄せが家畜診療所獣医師の大きな負担となっている。本来の家畜診療所獣医師の能力を最大限に発揮するため、畜産技術者の育成と維持についても、行政並びに関係機関・団体の対応を求める必要がある。

#### (2) 地域における産業動物獣医療の確保

現在、地域によっては、家畜診療所の経営が困難になっている。農業共済団体等では、診療所の広域合併や、巡回診療の充実等の対策を講じているが、経営努力では対応不可能な地域も少なくない。酪農、畜産農家の負担も限界にあり、地域産業の継続・維持のためには公的助成による財源確保を求める必要がある。

#### (3) 家畜共済診療点数表の改訂

食の安全に対する国民の関心が高まり、食糧自給率の向上が国家的な課題とされる中で、家畜診療に係る体制整備の推進は国の優先課題であり、産業動物診療獣医師確保の観点からも家畜共済診療点数表の適正な見直しには

最優先課題として取り組むべきである。

しかしながら、農家の負担には限界があるため、農家の負担を軽減し、畜産経営の安定化を図るためには、何らかの形で国庫補助等を増やす必要がある。

また、最近、公務員獣医師不足を背景にいくつかの自治体で獣医師の処遇が改善されている動向を踏まえ、また、小動物の診療料金の水準も参考の上、適切な方法で算定する必要がある。

なお、現在、家畜共済診療点数表の改定は原則として3年ごとに農林水産省の有識者による委員会の検討を経て行われているが、新しい技術、治療等は学術的な視点で評価し、常に現場に即した診療技術提供が家畜診療点数に反映されるよう要請する必要がある。なかでも、高額な診断機器を用いた場合の診断技術評価を新たに設けるなど、先端機器の活用を促進し早期診断につながる評価基準について検討する必要がある。

## 4 さ い ご に

社会的な要請に応えなければならない産業動物獣医師の役割と責任は、近年益々大きくなってきている。しかし、その職種に対する社会的評価は十分なものとは言えず、若い獣医師達の持つ使命感と献身的意欲に期待しているのが現状といえよう。この状況を一刻も早く打破し、社会全体の意向として、産業動物獣医師の確保と育成に当たることが重要である。

本報告書においては、現下における産業動物診療獣医師の需給動向を踏まえ、その人材養成と産業動物診療職域への獣医師の就業誘導の方策等について処遇の確保を含め、取りまとめた。獣医学教育課程における産業動物臨床教育の整備・充実、家畜共済制度の改善、獣医療基本計画制度における産業動物診療獣医師の確保対策等の各般の産業動物獣医師施策の一層の推進が図られるようお願いする。

## 産業動物臨床部会 産業動物・家畜共済委員会委員

委員長 近藤 信雄 社団法人日本獣医師会理事(産業動物(開業)担当)  
(部会長)

副委員長 横尾 彰 社団法人日本獣医師会理事(家畜共済担当)  
(副部会長)

穴見 盛雄 社団法人熊本県獣医師会会長

岡村 豊 社団法人長野県獣医師会理事  
(長野県農業共済組合連合会事業部事業第二課長)

沖 重徳 社団法人島根県獣医師会  
(オキ・キャトルクリニック院長)

酒井 淳一 山形県農業共済組合連合会参事

遠山 吾市 社団法人茨城県獣医師会会長

中野 進 社団法人兵庫県獣医師会  
(兵庫県農業共済組合連合会専務理事)

濱名 張彦 社団法人北海道獣医師会理事  
(北海道農業共済組合連合会参事)

前場 重紀 社団法人香川県獣医師会  
(香川県農業共済組合連合会中央家畜診療所次長)

別 冊

## 死亡・廃用牛の家畜共済事業における取り扱い

平成 21 年 7 月

社団法人 日本獣医師会

# 死亡・廃用牛の家畜共済事業における取り扱い

## 1 検討の経過

### (1) A県獣医師会からの問題提起

A県獣医師会から、「本県では予後不良と診断され、廃用認定を受けた起立不能牛は買い手もつかず、また、実態上、と畜場でのと畜処理がと畜場側の事情により受け入れられないため、畜主の要請を受け獣医師により安楽殺処置が行われているが、家畜共済事業においては、廃用認定された牛を畜主の判断で処理した場合の共済金の支払い等の手続きについて、現場の対応に苦慮している。」との課題提起がなされ、本件の扱いについて、第5回産業動物・家畜共済委員会（平成19年5月）以降検討を行うこととなった。

### (2) 家畜共済制度における考え方

家畜共済事業における対応を精査した結果、①廃用の認定を受けた共済加入の家畜を畜主が組合の了承をとった上で、獣医師が、安楽殺処置の処分を行ったとしても、そのことをもって共済金が支払われないということはない。②廃用認定された牛が食用に適さないことが明確であれば、と畜場に搬入しないで農家の要請により殺処分の処置を行ったとしても共済金が支払われるが、その場合、食用不適と判断する基準及び判断する者、殺処分する場所等を明確にしておく必要があることが確認された。

### (3) 他の都道府県における対応

ア B県においては、農業共済組合連合会が「家畜共済残存物適正処理推進要項」を定めた上、と畜場に搬入する前に獣医師が家畜の病歴書をと畜検査員へ提出し、確認することとしている。同要領は、家畜保健衛生所、共済組合連合会、食肉衛生検査所等が協議し取り決めたもので、公衆衛生、家畜衛生の観点からと畜場に搬入できない廃用家畜についても、食用としての判断が難しい際には、家畜共済組合と食肉衛生検査所が協議して判断できることとなっている。

イ C県においては、従前はと畜場へ持ち込んでいた廃用認定を受けた家畜の取り扱いについて、食の安全・安心の観点から見直すこととし、C県獣医師会が公衆衛生、臨床、家畜防疫分野の委員からなる検討会を設置して検討の上、「C県における臨床上食用不適と判断される病畜の取り扱い指針」を

策定し、食用不適とされた家畜はと場に搬入せず、畜主の要請を受け獣医師が安楽殺処置できるとする指針を定めて対応している。

#### (4) 産業動物・家畜共済委員会における協議の内容

##### ア 第5回産業動物・家畜共済委員会

委員会において出された主な意見は以下のとおりであった。

(ア) と畜場へ搬入不可とされた廃用認定牛について家畜共済事業において定められた手続きによる殺処分処置を行わず、畜主があえて動物福祉に反するような取扱いをする事例があるやにきいている。また、場合によっては、行き場を失った牛の扱いについて BSE 検査の関係と含め、懸念すべき事態が生じていることを心配する。

(イ) と畜場のと畜検査員から食用不適との判断を得るため、廃用認定牛をと畜場に持ち込むための運送費と手間が、畜主の負担になることも課題である。

(ウ) 課題解決のためには、と畜場への搬入が事実上困難な廃用認定牛について食肉衛生、家畜衛生、農業共済等の関係者が意見調整の上、全国的に統一した家畜共済事業としての具体的規準を策定する必要があるのではないか。

##### イ 第8回産業動物・家畜共済委員会

委員会において出された主な意見は以下のとおりであった。

(ア) 廃用認定牛の殺処分処置については、残存物価格の判定の手続きを踏まえば、まずは、と畜場へ搬入することにより対処することを優先すべきではないか。と畜場は、と畜場法に基づきと畜場搬入の申請があれば法に基づくと畜禁止に値する合理的理由が明示されなければ、と畜場は搬入すること自体は基本的には拒否できないのではないか。

(イ) 生産段階ですでに食用に供することが明らかに困難になると見なされる家畜は、食肉衛生の観点から畜場に搬入すべきではない。このような廃用認定牛については、と畜場にゲタをあずけるのではなく家畜共済事業において一定の基準を設け、安楽殺処置や共済金の支払い手続きの仕組みを構築すれば良いのではないか。

- (ウ) 家畜共済制度では、生産現場で食用に適するか否かの判断は困難である。法令上、食用不適の判断権限はと畜場にある。と畜場側で搬入できない基準を示すことにより問題は解決するのではないか。
- (エ) 地域で行政当局を含め、関係者の合意のもとで策定された基準により現場での対応を進めることとしたとしても、その基準自体の適法性が問われることとなるので、現場の事情も十分斟酌した上で全国統一的な対応は、農林水産省、厚生労働省で検討し、示す必要があるのではないか。また、家畜共済獣医師を臨時的にと畜検査員に任命できるような仕組みを検討する必要もあるのではないか。
- (オ) 全国統一的な対応が示されるまでの間においては、現状では、家畜共済の廃用認定家畜の殺処分処置と共済金の支払い手続きについては、B県やC県の対応を参考にして家畜共済事業の関係諸規定の枠組みを住まえた上で各地域で食肉衛生検査当局及び家畜衛生当局を含め、農業共済関係団体、獣医師会等の関係者の合意のもとに取り扱いの基準をそれぞれで策定する方向での対応を推進する。

## 2 今後の対応の方向

- (1) 日本獣医師会から、本件に関する現状と問題点、さらに委員会における検討の経過を地方獣医師会に示し、各地域において獣医師会（産業動物診療獣医師）、農業共済団体、自治体の食肉衛生関係部署、家畜衛生関係部署等の関係者間で意見を調整のうえ、対応の基準の策定を検討する方向が望ましい旨通知する。
- (2) 上記(1)とあわせて、各都道府県の農業共済組合、食肉衛生関係部署、家畜衛生関係部署に対し、本件に関する獣医師会の検討の経過、対応の方向を踏まえて、地域における取組への協力を呼びかけていただくよう、日本獣医師会から厚生労働省、農林水産省等関係省庁に要望する。



## 【参 考】

# 家畜共済事業における死亡・廃用牛の取り扱いの現状

## 1 想定される死亡・廃用等に対する対処の考え方

### (1) 死 亡（自然死、病死）の場合

組合員(共済加入家畜の所有者)が、獣医師(共済獣医師又は指定獣医師)に検案を依頼、獣医師の発行した検案書を組合に提出した上で共済金の請求手続きを行う。

死亡畜は死亡獣畜処理場で処理する(処理前に BSE 検査を受ける。)

### (2) 廃用認定を受けずに生産者の判断で殺処分する場合

組合員が廃用認定の申請を行わず、または、申請しても廃用認定されない時、組合員の判断で殺処分した場合は、共済金の支払い対象とはならない。

死亡畜は死亡獣畜処理場で処理する(処理前に BSE 検査を受ける。)

### (3) 廃用認定を受けた後に殺処分処置(と畜処置)を行う場合

#### ア 廃用認定を受けた後にと畜場に搬入

##### (ア) と畜された場合

組合員は、家畜商、食肉業者等が発行した買受書又は家畜販売代金清算書を提出して共済金の請求手続きを行う。

と畜後、BSE 検査を受ける。

##### (イ) と畜禁止と判断された場合

組合員が、その旨を組合に連絡し、了承を得た上で組合の指示に従い、適切な場所で獣医師による安楽殺処置が行われ、殺処分を行った獣医師の指示により、死亡畜を死亡獣畜処理場で処理する(処理前に BSE 検査を受ける。)。組合員は共済金の請求手続きを行う。

#### イ 廃用認定を受けた後にと畜場に搬入できなかった場合

##### (ア) 廃用認定後において死亡

上記 (1) と同様 (共済金の支払い対象となる。)

(イ) 生産者の要望により獣医師が安楽殺処置

a 組合員は、安楽死処置を行うことについて組合の了承を得た上で廃用認定牛について獣医師による安楽殺処置を受ける。

上記アの (イ) と同様 (所定の手続きにより行えば共済金の支払い対象となる。)

b その他の殺処分 (生産者の判断等)

上記 (2) と同じ (共済金の支払い対象とはならない。)

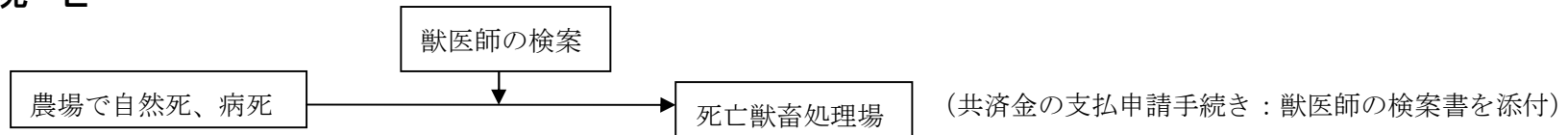
## 2 家畜共済制度における死亡・廃用牛の処理手順チャート

..... 別紙

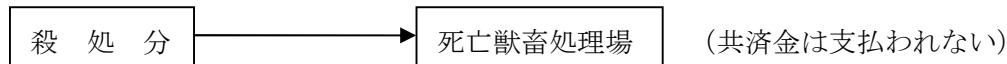
(別紙)

## 家畜共済制度における死亡・廃用牛の処理手順チャート

### 1 死亡



### 2 廃用認定を受けずに生産者の判断で殺処分



### 3 廃用認定を受けた後の処理手順

